「震災時における児童生徒の安全確保等の指針」



平成24年6月4日 さいたま市教育委員会 東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会

はじめに

私たちがこれまでに経験したことのなかった平成23年3月11日の東日本大震災から1年あまりが経ちました。

さいたま市教育委員会では、今回の大震災で明らかになった児童生徒の安全確保等の諸課題を解決するために、平成23年4月に「東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会」を設置し、検証した結果を8月に「震災時における児童生徒の安全確保等の暫定指針」にまとめました。各学校ではこれまで、この暫定指針に基づいて、「学校における防災体制」の整備を進めてまいりました。

この度、「さいたま市地域防災計画」の改定に対応して、「震災時における 児童生徒の安全確保等の暫定指針」を廃止し、「震災時における児童生徒の安 全確保等の指針」を定めました。

今後は、この指針をもとに、学校、家庭、地域が連携して「学校における 防災体制」をより一層強化してまいります。

なお、震災以外の災害への対応については、これまでどおり「さいたま市 地域防災計画」に則り、各学校でマニュアルを作成することといたします。 その際においても、この指針の「さいたま市学校安心メール」、「(仮称)災害 時携帯カード」、「引渡しカード」等については有効に活用することといたし ます。

平成24年6月4日 さいたま市教育委員会

東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会

目 次

	はじめに	
1	指針づくりまでの経緯について	p 2
2	「指針」「暫定指針」対照表	р 3
3	震災時における児童生徒の安全確保等の指針	
(1	1)「学校における防災計画」の見直し	p 4
(2	2)「学校防災安全マップ」の作成	p 5
(3	3)緊急地震速報を活用した避難訓練・引渡し訓練の実施	p 5
(4	4)地震発生時の児童生徒の安全確保及び避難	p 6
(5	5) 保護者への引渡し基準の明確化	p 7
(6	6) 休日等において地震が発生した際の児童生徒の安否確認	p 8
(7	7)学校に関する情報の伝達	p 8
4	指針に関わる参考資料	
(1	1)地震発生時における想定場面ごとの行動マニュアル(例)	
	アー授業中	p 9
	イ 放課後・登下校時・通学路上	p 10
	ウ 校外学習・遠足・修学旅行等	p 11
	エ 休日・夜間などの勤務時間外	p 12
(2	2)保護者への引渡しカード(例)	
	ア 小学校用 引渡しカード	p 13
	イ 中学校田 引渡し・集団下校カード	n 14

1 指針づくりまでの経緯について

これまで

さいたま市地域防災計画、学校保健安全法、消防法、学習指導要領

各学校で防災計画を作成

市地域防災計画【児童生徒の安全確保に関わる内容】

「校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が 及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場 合、児童生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させ る。また、安全を確認した後、保護者への引渡しを実施する。」(「さいたま市地域防災計画」P377)

平成23年

3月11日

4月~7月

8月5日

平成24年5月

各学校で児童生徒への対応が分かれた。

・引渡し

・一斉下校

東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会開催

「震災時における児童生徒の安全確保等の暫定指針」策定

各学校において防災計画の見直し

東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会開催

市地域防災計画(改定)【児童生徒の安全確保に関わる内容】

・・・・速やかに避難させる。<u>また、原則として保護者への引渡しを実</u>施するとともに、必要に応じて保護をする。」(「さいたま市地域防災計画」P166)

6月4日

「震災時における児童生徒の安全確保等の指針」策定

2 「指針」「暫定指針」対照表

指針(平成24年6月4日)	暫定指針(平成23年8月5日)
(1)「学校における防災計画」の見直し	(1)「学校における防災計画」の見直し
「学校安心メール」の位置付けについて 付記	・防災計画の見直し・行動マニュアル作成
(2)学校防災安全マップの作成【新規】	
(3)緊急地震速報を活用した避難訓練・	
引渡し訓練の実施【新規】	
(4)地震発生時の児童生徒の安全確保 及び避難	(2)地震発生時の児童生徒の安全確保 及び避難
(5)保護者への引渡し基準の明確化	(3)保護者への引渡し基準の明確化
・市域内震度 5 弱以上、幼児児童生徒は原則引渡し ・中・高等学校は保護者の希望で引渡し、集団下校 の選択可	・市域内震度 5 弱以上、児童生徒は原則引渡し ・中学校は保護者の希望で引渡し、集団下校の選 択可
【市地域防災計画(改定後)】	【市地域防災計画(改定前)】
・震度4以上は避難場所開設準備・震度5弱以上は区災害対策本部長の判断で	・震度 5 弱以上は避難場所開設
必要な場所に開設 ・震度 5 強以上は一斉開設	
東日本大震災の教訓から、市域内震度5弱以 多くの保護者が帰宅困難になることが予想さ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
児童生徒の安全確保や引渡しにおける「(仮称)災害時携帯カード」の活用に ついて付記	
(6)休日等において地震が発生した際の	(4)休日等において地震が発生した際の
児童生徒の安否確認	児童生徒の安否確認
(7)学校に関する情報の伝達	(5)学校に関する情報の伝達
臨時休業等、保護者へ連絡する際の「学 校安心メール」等の活用について付記	

3 震災時における児童生徒の安全確保等の指針

(1)「学校における防災計画」の見直し

「さいたま市地域防災計画」や指針に基づいて、「学校における防災計画」の見直しをする。

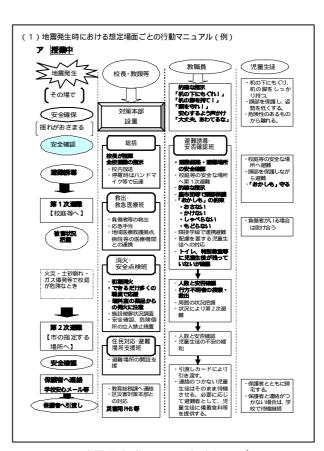
学校における防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定による「さいたま市地域防災計画」に基づいて作成されるものです。今後は、これまでの学校における防災計画について、「さいたま市地域防災計画」に加え、指針に基づいて見直しを図ります。

見直しにあたっては、「交通遮断し帰宅困難者が発生する」「電話などの通信手段が断たれる」など、今回の大震災における状況の経験から、場面ごとに「行動マニュアル」を加えるものとします。

なお、行動マニュアルには「さいたま市学校安心メール」等の活用を位置付けます。

行動マニュアルにおいて想定する べき場面

- ア 授業中
- イ 放課後・登下校時・通学路上
- ウ 校外学習・遠足・修学旅行等
- エ 休日・夜間などの勤務時間外



地震発生時における想定場面ごとの 「行動マニュアル」(授業中)

(2)「学校防災安全マップ」の作成

学校においては、学区内を中心に、「学校防災安全マップ」を作成する。

学校においては、学区内を中心に「学校防災安全マップ」を作成します。「学校防災 安全マップ」は、これまで学校で使用してきた「地域安全マップ」に以下の視点を加え て作成します。

また、「学校防災安全マップ」は、児童生徒の実態に合わせて、防災教育に関する指導において活用します。

(学校防災安全マップに取り入れる視点)

- ・避難場所、公園、広場、大きな駐車場【避難できる場所】
- ・警察、消防署、総合病院、コンビニエンスストアなど【大人の助けを得られる場所】
- ・避難場所、公民館、AED設置場所【大人の助けをすることができる場所】
- ・避難や登下校の際にある高い建物やブロック塀等【震災時に危険が予想される場所】

(3)緊急地震速報を活用した避難訓練・引渡し訓練の実施

学校においては、震度5弱以上の地震を想定し、緊急地震速報を活用した避難訓練や引渡し訓練を実施する。

各学校では、震度5弱以上を想定した避難訓練について、学校の実態に応じて、緊急 地震速報を活用して実施する。また、保護者等への引渡し訓練 を実施する。

中学校において、事前に保護者が希望した生徒については、 教職員が引率して集団下校の訓練を実施する。

【参考】緊急地震速報のチャイム音

・http://www.nhk.or.jp/bousai/chime/index.html(NHK 日本放送協会)

(4)地震発生時の児童生徒の安全確保及び避難

地震の際には、落下物、転倒物からの危険を回避し、安全確保をする。 そのために、日常的に、避難経路の確認や落下、転倒防止に向けた安全点検の徹底をする。

避難の際は、避難経路の安全を確認し、複数の教職員で誘導する。

地震発生時には、児童生徒に対し、落下物、転倒物からの身を守るよう指示します。

また、揺れが大きい場合には、収まってから、運動場などの安全な場所に避難させます。さらに、日常的に、避難経路の確認や安全点検を通して、落下・転倒防止の対策をすることが必要です。



避難の際には、避難経路の安全確保と最終確認が必要であること

から、複数の教職員で児童生徒を誘導することが望ましいです。例えば、前を行く教職員が避難経路の安全確認をし、後ろの教職員が最終確認をします。

		項目	,	状 沥	2	処置項目(月日)			
	教 室	テレビ、ロッカーに転倒防止がし てあるか。	А	В	<u>C</u>	転倒防止ワイヤー設置 (7月1日)			
		棚や机の上に、落下しやすいものが置いていないか。	A	В	С				

安全点検表の例

複数の教職員で対応するために、複数の学級、複数の教職員で連携して避難するようにします。



複数の教職員で連携して児童生徒を避難させる行動例

(5)保護者への引渡し基準の明確化

さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」の地震の際、市立小・中・高等・特別支援学校・付属幼稚園ともに、保護者等への引渡しを行う。ただし、中・高等学校では、保護者から事前に、引渡しにするか、集団下校させるかの希望を聞いて対応する。

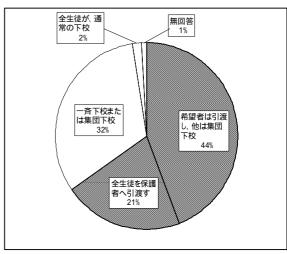
地震発生により、「交通遮断し帰宅困難者が発生する」「電話などの通信手段が断たれる」状況であっても、基準が明確であれば、学校、保護者等が、混乱なく判断することができることから、「さいたま市地域防災計画」に基づき、避難場所が開設される可能性がある、震度5弱以上で市立小・中・高等・特別支援学校・付属幼稚園ともに、幼児児童生徒を保護者等に引き渡します。中・高等学校においては、保護者から事前に、引渡しにするか、集団下校させるかの希望を聞いて対応します。ただし、集団下校を希望していても、交通遮断や地域の被害状況等によっては、校長の判断で集団下校をさせないことができます。

集団下校では、教職員が分散して引率するとともに、生徒宅が甚大な被害を受けている場合には、張り紙等をして学校で保護することとなります。

引渡しについては、事故や防犯上の理由から、保護者や「引渡しカード」に登録された 人が児童生徒を引き取ることができます。また、児童生徒の基本情報に加え、引渡しを 行う際の引取り人などについて記載された「(仮称)災害時携帯カード」も活用いたし ます。

〔中学校を選択制にした背景〕

中学校の保護者を対象とするアンケート(市内4校を抽出し、1007名が回答)において、「今回のような地震の規模において、保護者等が帰宅困難になった時に、中学校では、安全確認後、どのような下校方法が適切と思われますか。」の問いに対して、「希望者は引渡し、他は集団下校」の回答が最も多い結果(44%)となった。これは、中学生は小学生に比べ、防災意識が高いこと、適切に判断し自ら行動できることによるものと推察できます。



中学校(市内4校抽出)保護者アンケート結果

(6)休日等において地震が発生した際の児童生徒の安否確認

さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」の地震の際、教職員は、学校に参集する。

学校において、児童生徒の安否を確認の上、教育委員会等へ報告する。

休日等において地震(さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」)の際、教職員は学校に参集します。また、教職員の中から学校へ早く到着できると予想される順に3名を予め「連絡調整者」とし、校長、教頭が参集するまでの間、区災害対策本部や教育委員会事務局、避難場所運営委員会等との連絡調整を行います。ただし、体調に関することなど、事情のある教職員は除きます。

学校においては、児童生徒の安否を確認の上、教育委員会へ順次報告します。

(7)学校に関する情報の伝達

学校に関する情報を、保護者に伝達する手段として、「さいたま市学校安心メール」等を活用する。

学校ではこれまで以上に、震源地やさいたま市域内の震度、公共交通機関の状況、電気・水道・ガス等の情報を、インターネット、携帯電話、ラジオなどで収集に努めます。加えて、停電になることも想定しておき、日常的に懐中電灯や電池などの準備をしておくことが求められます。

また、震災時において、引渡しや臨時休業等、学校に関する情報を 保護者に伝達するために、「さいたま市学校安心メール」等、様々な 手段を活用することにより、児童生徒の安全確保に役立てます。

さらに、災害用 PHS を教育委員会等への連絡手段として活用します。

4 指針に関わる参考資料

(1)地震発生時における想定場面ごとの行動マニュアル(例)



地震発生

安全確保

揺れがおさまる

安全確認

避難誘導

第1次避難

【校庭等へ】

被害状況 把握

火災・土砂崩れ・ ガス爆発等で校庭 が危険なとき



第2次避難

【市の指定する 場所へ】

安全確認

保護者へ連絡 学校安心メール等

保護者へ引渡し

校長・教頭等

対策本部 設置

総括

校長が指揮全校避難の指示

- ・校内放送
- ・停電時はハンドマ イク等で伝達

救出· 救急医療班

- ・負傷者等の救出
- ・応急手当
- ・地域医療救護拠点、 病院等の医療機関 との連携

消火· 安全点検班

- ·初期消火
- できるだけ多くの 職員で応援
- ・理科室の薬品から の発火に注意
- ・施設被害状況調査
- ・安全確認、危険個 所の立入禁止措置

住民対応·避難 場所支援班

・避難場所の開設支 援

教育総務課へ連絡区災害対策本部との対応

災害用 PHS 等

教職員

的確な指示 「机の下にもぐれ!」 「机の脚を持て!」 「頭を守れ!」 安心するよう声かけ 「大丈夫、あわてるな」

避難誘導· 安否確認班

- ・避難経路・避難場所 の安全確認
- ・校庭等の安全な場所 へ第1次避難
- ・的確な指示
- ・座布団等で頭部保護
- ・「おかしも」の約束
 - ・おさない
 - ・かけない
 - ・しゃべらない
 - ・もどらない
- ・隣接学級で連携避難
- ・配慮を要する児童生 徒への対応
- ・トイレ、特別教室等 に児童生徒が残って いないか確認

▼

- ・人数と安否確認・行うを明まの地方
- ・行方不明者の捜索 救出
- ・周囲の状況把握
- ・状況により第2次避 難

- ・人数と安否確認
- ・児童生徒の不安の緩 和

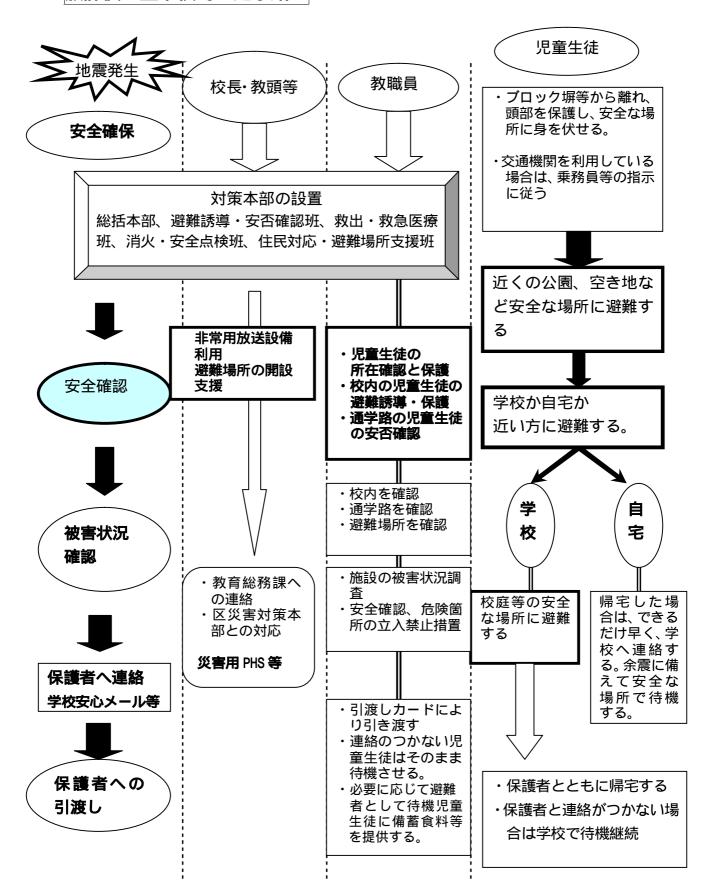
 $oldsymbol{1}$

- ・引渡しカードにより 引き渡す。
- ・連絡のつかない児童 生徒はそのまま待機 させる。必要に応じ て避難者として、児 童生徒に備蓄食料等 を提供する。

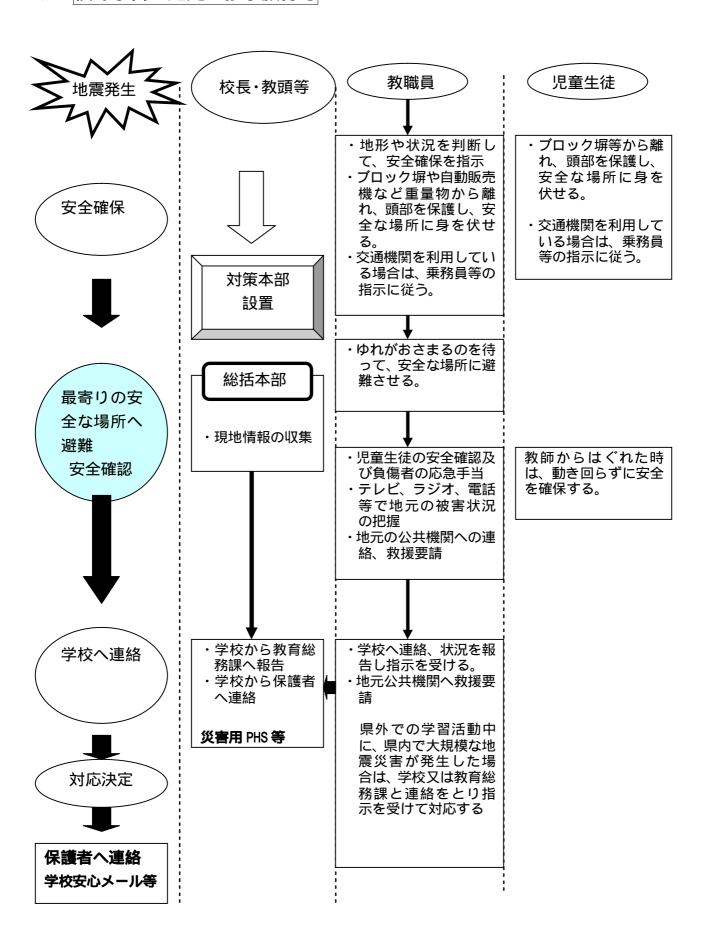
- 児童生徒
- ・机の下にもぐり、 机の脚をしっか り持つ。
- ・頭部を保護し、姿勢を低くする。
- ・危険性のあるもの から離れる。
- ・校庭等の安全な場所へ避難
- ・頭部を保護しなが ら避難
- ・「おかしも」守る
- ・負傷者がいる場合 は助け合う

- 保護者とともに帰 宅する。
- ・保護者と連絡がつ かない場合は、学 校で待機継続

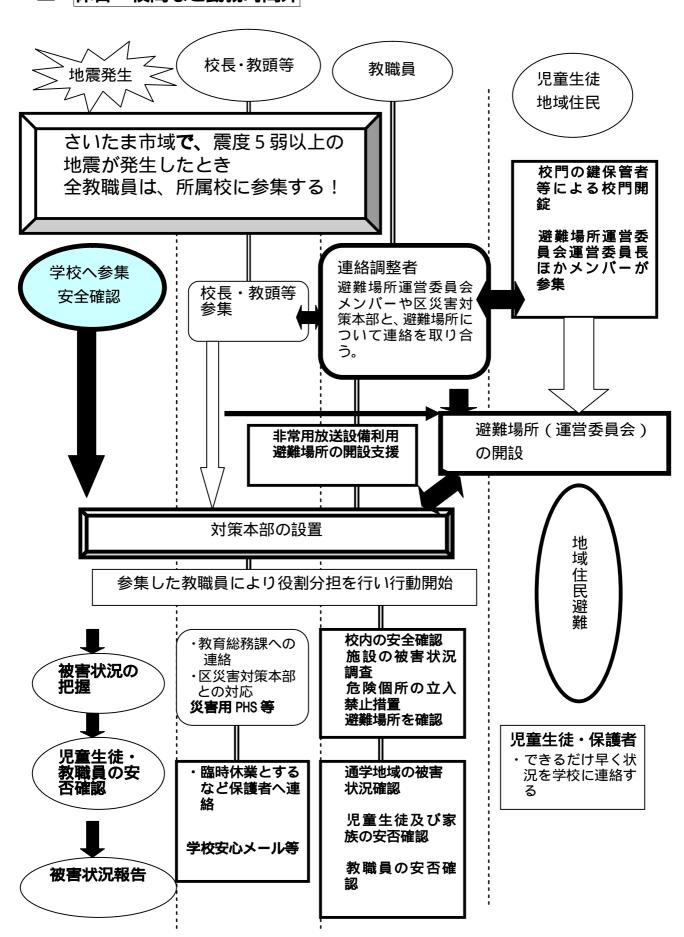
イ 放課後・登下校時・通学路上



ウ 校外学習・遠足・修学旅行等



エ 休日・夜間など勤務時間外



(2)保護者への引渡しカード(例)

小学校用 引渡しカード

学年 組	平成	年度	平成	年度	平成 平成	年度	ŧ	平成	年	度	平成	年	度	平成	年	度
子十二组	1年	組番	2年	組	3年	組	番	4年	組	番	5年	組	番	6年	組	番
児童氏名								性	別			5	男	女		
兄弟関係 名前					年	組		修正可能	毛となる	年	- - こ鉛筆書きて	ダ でお願い	組 ハハた	します。		
保護者名					児童 関係						保護者 の可能性	帰宅 -	困難	有	無	ŧ
住所																
電話番号																
緊急時の連絡先																
緊急時連絡先住所																
電話番号1																
電話番号2																
引取り人		名	浦	 j	児童 関係	と の			(1	隽帯	引取り <i>。</i> 電話:メ・	人連約 ールフ	格先 アドレ	·ス等)		
第1引取り人																
第2引取り人																
第3引取り人																

帰宅困難の可能性については保護者の勤務先等が遠隔地にあり、日常的に、交通手段の関係で大地震(震度5弱以上想定)の際に帰宅困難 になることを想定しています。

引渡し確認

このカードは、風水害などの災害対応に伴う下校対応等でも活用できます。

中学校用 引渡し・集団下校カード

平成

2年

年度

番

組

平成

1年

学年 組

年度

番

組

年度

番

組

平成

3年

生徒氏名				性別	男	女
兄弟関係 名前			年組		年 組 に鉛筆書きでお願いいた	します。
保護者名			生徒との関係		保護者帰宅困難 の可能性	有 無
住所						
電話番号						
緊急時の連絡先						
緊急時連絡先住所						
電話番号1						
電話番号2						
引き渡し [・] 集団下校希望 希 望	引渡し	集団下校	集団下校は下校地 す。なお、地震の規 は、集団下校を希望	域ごとの集団での下 模により、 交通遮断、 きれていても学校で	校になります。 教職員 通学路付近、 自宅の 保護することがありま	が引率いたしま 被害状況によって す。
引取り人	名	前	生徒との関 係	(携帯1	引取り人連絡先 電話:メールアド	 ノス等)
第1引取り人						
第2引取り人						
第3引取り人						

集団下校確認

このカードは、風水害などの災害対応に伴う下校対応等でも活用できます。

引渡し確認

帰宅困難の可能性については、保護者の勤務先等が遠隔地にあり、日常的に、交通手段の関係で大地震(想定規模は震度5弱以上)の際に帰 宅困難になることを想定しています。